平成 24 年 12 月 27 日

各　位

会 社 名　　アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　船戸　義徳
（コード番号：9318　東証第 2 部）
問合せ先　　総合企画室　　天神　雄一郎
（TEL：03-5447-5350）

訴訟上の和解による訴訟の解決及び特別利益・特別損失の発生に関するお知らせ

当社、当社子会社である株式会社ジェイ・アセット（清算手続中。以下、「ジェイ・アセット」といいます。）及び個人 4 名（以下、総称して「当社他」といいます。）がウェルタイム・キャピタル・ベンチャーズ・インク（以下、「ウェルタイム」といいます。）から平成 22 年 4 月 16 日付で提起されていた訴訟について、平成 24 年 12 月 21 日付で訴訟上の和解が成立し、本日和解調書を受領しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本件和解に伴い、特別利益・特別損失が発生する見込みですので、合わせてお知らせいたします。

記

1．訴訟の提起から訴訟上の和解に至るまでの経緯

ジェイ・アセットは、平成 20 年 3 月期から平成 21 年 3 月期にかけ、当時ジェイ・アセットの子会社であった三生興産株式会社に対する債権及び当時当社の子会社であった株式会社テレサイクルサービス長崎に対する債権を、当社に譲渡いたしました。

ジェイ・アセットは、ウェルタイムに対して社債 1 億 5000 万円の債務を負っており、その償還が完了していなかったところ、ウェルタイムは、上記 2 つの債権譲渡が詐害行為にあたり、当該社債が償還されずに損失を被ったなどとして、平成 22 年 4 月 16 日、当社他を被告として、当該債権譲渡の取り消し及び当該社債額等に相当する損害金として 1 億 6500 万円の支払い等を求める訴訟を提起していました。

平成 23 年 12 月 13 日、東京地方裁判所から、上記 2 つの債権譲渡の取り消し及び 1100 万円の支払いを命じる第一審判決が言い渡されましたが、当社他及びウェルタイムはいずれも第一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しておりました。

今般、当社他は、東京高等裁判所から和解の勧試がなされたことを受け、訴訟の長期化に伴う影響等を総合的に勘案した結果、ウェルタイムとの間で訴訟上の和解に応じることといたしました。

2．訴訟上の和解の相手方

（1）	名　　称	ウェルタイム・キャピタル・ベンチャーズ・インク (WELL-TIME CAPITAL VENTURES INC.)
（2）	所　在　地	Portcullis TrustNet Chambers, P. O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　STANLEY GAN GUAN HONG

３．訴訟上の和解内容の骨子

（１）当社他は、ウェルタイムに対し、平成 25 年 1 月 11 日までに、和解金として、連帯して 3000 万円を支払う。

（２）ウェルタイムは当社他に対するその他の請求を放棄する。

４．業績への影響

当社は、本件訴訟に関して、平成 24 年 3 月期に訴訟損失引当金 1100 万円を計上済みです。

本件和解に伴い、平成 25 年 3 月期第 3 四半期連結決算において、和解金 3000 万円と上記引当金 1100 万円の差額である 1900 万円を特別損失として計上するとともに、ジェイ・アセットが負っている社債償還債務等の消滅により 1 億 7154 万円を特別利益として計上する見込みです。

以　上